

災害時の事業継続力認定申込の受付開始 (平成28年度第2回)

(建設会社の災害時の事業継続力を認定します)

四国建設業BCP等審査会(会長:香川大学四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構 特任教授・副機構長・危機管理先端教育研究センター長 白木 渡)は、建設会社における災害時の事業継続力の認定申込を11月24日から「新規」及び「継続更新」として受け付けます。なお、『審査要領』は、下記ホームページで公表しています。

- 「災害時の事業継続力認定審査要領 平成28年度第2回認定(平成28年11月申込用)」の受け取り方法
四国地方整備局ホームページから取得出来ます
(ホームページアドレス <http://www.skr.mlit.go.jp/bosai/bcp/index.html>)
- 認定申込受付期間
平成28年11月24日9時から平成28年12月8日17時まで
(土日、祝祭日を除く)
- 認定対象となる建設会社
四国地方整備局における平成27・28年度一般競争参加資格の内、「一般土木工事」の「C等級」に認定されている四国内に本社を有する建設会社。
ただし、既に「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として認定証の交付を受けている建設会社の継続更新については、全て認定審査の対象とします。
- 認定申込先
四国建設業BCP等審査会事務局
国土交通省 四国地方整備局
四国技術事務所 四国建設業BCP等事務局
住所:〒761-0121 高松市牟礼町牟礼1545
- 申込方法
申込先に申込書類一式を持参または郵送してください
【郵送の場合は、12月7日消印まで有効です】

この施策は、四国圏広域地方計画「No1南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」及び「四国地震防災基本戦略」の取り組みに該当します。

平成28年10月31日

昭和南海地震から70年

今年、1946年12月21日の昭和南海地震発生後70年目にあたります。四国地方も昭和南海地震により、甚大な地震・津波被害を受けました。四国地方整備局では、地域の皆様に、津波防災対策やその重要性について、一層の理解を深めて頂く観点から、平成28年度は年間を通じて、津波対策に関する講演会その他行事の開催の機会に、昭和南海地震について改めて紹介していく予定です。

問い合わせ先

四国建設業BCP等審査会

(事務局:国土交通省 四国地方整備局 企画部)

環境調整官 林 重延(内線3114)

防災課長 宮武 敏男(内線3411)

TEL (087) 851-8061(代表)

(087) 811-8310(ダイヤル)